

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市愛国幸福ふれあい広場条例
根拠条項	第3条
許認可等の名称	ふれあい広場における行為の許可
法令に定められている事項	(行為の制限) 第3条 ふれあい広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、ふれあい広場の全部又は一部を独占して使用すること。 (5) その他前各号に準ずる行為をすること。 2 前項の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆のふれあい広場の利用に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、第1項の許可を与えることができる。この場合、ふれあい広場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。
基準の設定	設定
審査基準	次のすべてに該当する場合に許可する。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないとき (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないとき (3) その他ふれあい広場の管理運営上の問題がないとき
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	7日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市愛国幸福ふれあい広場条例
根拠条項	第7条
許認可等の名称	ふれあい広場の占用許可
法令に定められている事項	(ふれあい広場の占用) 第7条 ふれあい広場にふれあい広場施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けてふれあい広場を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用許可申請書を市長に提出しなければならない。
基準の設定	設定
審査基準	次に掲げるものに該当し、ふれあい広場の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り許可する。 (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた工作物その他の物件又は施設
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	15日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市愛国幸福ふれあい広場条例
根拠条項	第12条
許認可等の名称	使用料等の後納
法令に定められている事項	(使用料等の徴収) 第12条 使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)は、第3条第1項各号に掲げる行為又はふれあい広場の占用(以下「ふれあい広場の使用」という。)許可の際、これを徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
基準の設定	設定
審査基準	次のいずれかに該当する場合に後納を認める。 (1) 行政機関等が使用する場合 (2) 会計上の都合でやむを得ないと判断される場合 (3) その他市長が特別の理由があると認めた場合
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	15日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

区分	申請
法令区分	条例
法令名	帯広市愛国幸福ふれあい広場条例
根拠条項	第14条
許認可等の名称	使用料の還付
法令に定められている事項	(使用料等の不還付) 第14条 既納の使用料等は返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
基準の設定	設定
審査基準	帯広市愛国幸福ふれあい広場条例施行規則第6条に定めるとおり。 第6条 条例第14条ただし書の規定により使用料又は占用料の全部若しくは一部を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 市長が条例第10条第2項の規定により同条第1項に規定する処分をし、又は必要な措置を命じた場合 (2) 天災その他ふれあい広場を使用する者の責によらない理由により使用又は占用できなくなった場合 (3) ふれあい広場を使用しようとする者が、使用又は占用の開始前5日までに許可若しくは申込の取消又は変更を申し出た場合
標準処理期間の設定	設定
標準処理期間	20日程度
申請先等	経済部観光交流室観光交流課観光係 65-4169
作成日又は最終更新日	令和3年3月16日
備考	